

生涯学習バスの今後の方向性について

生涯学習文化課

1. 概 要

君津市では、昭和47年より公民館活動及び社会教育活動等の推進のため、移動学習車として公民館バスを設置しました。その後、平成10年度より生涯学習バスとして運行を開始し、現在2台で運行しています。

昨今、バスの使用希望について多種多様なものがあげられる中、教育への活用という本来目的に沿った適正な使用をはかるため、今後のあり方を検討しております。

2. 現在の状況

(1) 運行状況 (27年度)

区分	ふれあい号		かがやき号		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	69	3264	67	2283	136	5547
中学校	28	1236	27	865	55	2101
行政（教育委員会）	24	939	22	569	46	1508
行政（市長部局）	11	394	12	255	23	649
社会教育（公民館）	29	1078	24	796	53	1874
団体・その他	81	2406	95	2380	176	4786
	242	9317	247	7148	489	16465

(2) 現状と課題

- ・教育機関・行政等の使用を優先的に調整し、一般の方には3ヶ月前からの受付をおこなっています。
- ・夏休み期間中は青少年活動団体の利用を優先させています。
- ・学校教育活動の多様化の中、児童生徒の教育活動を支えるための運行の充実化が求められています。
- ・使用団体の幅、使用希望の幅が広く、バスの運行内容、目的等が年々多様化しつつあり、適正な利用のあり方が課題となっています。
- ・限られた台数の中で公平かつ生涯学習バスの目的に適った利用を促すため、バス抽選会において適正使用について理解を求める説明を行っています。

3. 今後の方向性イメージ

「生涯学習バス」を、より一層教育の充実のために役立つものとするために「（仮）教育支援バス」として、次のようなイメージを検討しています。

生涯学習バスの今後の方向性案（イメージ）

	現行	新規イメージ(適用時期検討中)
名称	生涯学習バス	（仮）教育支援バス
使用の範囲	①社会教育等生涯学習に関する事業 ②社会教育等生涯学習関係団体の活動 ③その他(市が主催または共催する事業) 営利活動、政治活動、宗教活動等は使用不可(現在「運行基準」で規定)	イメージ 教育の支援に資する公共のバスの性質を明確にし、適正な使用を図る ・君津市教育委員会、君津市立の教育機関主催の教育活動・社会教育活動における使用 ・市が主催または共催となる教育的活動 ・市民の自主的な団体活動、地域活動等に伴う教育活動で教育支援バスの使用が妥当なもの ・その他公共性・公益性が高く、教育支援バスの使用が妥当なもの 営利活動、政治活動、宗教活動等は使用不可(規則での規定へ)
備考	使用回数:とくに記述なし 申請書類:生涯学習バス使用申込み書 距離:往復300km以内 夏休み中は、青少年活動・団体を優先。 ・原則として車内飲食禁止。 ・使用月3月前の月初め開庁日8:30から抽選	現状の課題を改善できるよう見直しを図る

平成27年度生涯学習バス車両別運行状況一覧

H27.4月 ~ H28.3月 累計

ふれあい号

年間	利用者別	走行 キロ数	給油	市内	近隣市	県内	東京	神奈川	埼玉	茨城	栃木	群馬	静岡	宮城	合計
				回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数
小学校	69	5,706	2,855.90	36 1,739	18 924	8 329	2 91	5 181	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	69 3,264
中学校	28	2,505	1,282.31	11 476	8 417	9 343	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	28 1,236
教育部局	24	3,691	1,134.11	13 562	1 54	6 166	2 77	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 80	24 939
市長部局	11	1,239	0.00	4 114	0 0	5 201	1 44	1 35	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	11 394
公民館青少年	16	1,955	589.99	3 223	1 30	7 223	2 78	3 88	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	16 642
公民館成人	4	709	0.00	0 0	0 0	3 120	1 27	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	4 147
公民館高齢者	9	1,362	260.00	0 0	0 0	4 133	2 73	3 83	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	9 289
青少年団体	33	3,694	2,086.96	4 142	2 87	19 716	4 157	2 71	0 0	2 76	0 0	0 0	0 0	0 0	33 1,249
高齢者	2	384	0.00	0 0	0 0	2 63	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 63
一般	36	4,683	901.00	6 183	1 35	20 589	7 229	2 58	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	36 1,094
その他	10	227	0.00	3 0	7 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	10 0
合計	242	26,155	9,110.27	80 3,439	38 1,547	83 2,883	21 776	16 516	0 0	2 76	0 0	0 0	0 0	2 80	242 9,317

※5/29 利用者 バス2台 各2件(中学校×2)

※ふれあい号不具合の為 福祉バス:5日使用(7/15,18,26,30,31) 消防バス:2日使用(7/19,29)

かがやき号

年間	利用者別	走行 キロ数	給油	市内	近隣市	県内	東京	神奈川	埼玉	茨城	栃木	群馬	静岡	宮城	合計
				回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数	回数 人数
小学校	67	7,838	1,644.00	25 914	15 572	18 540	4 116	5 141	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	67 2,283
中学校	27	2,314	864.00	13 419	7 235	6 190	0 0	1 21	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	27 865
教育部局	22	2,777	802.00	10 260	2 61	6 140	4 108	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	22 569
市長部局	12	1,279	91.00	9 200	0 0	1 21	0 0	1 19	1 15	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	12 255
公民館青少年	12	1,495	383.00	6 311	0 0	5 160	1 33	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	12 504
公民館成人	9	1,562	431.01	0 0	0 0	4 92	2 68	3 69	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	9 229
公民館高齢者	3	333	0.00	2 38	0 0	0 0	0 0	1 25	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 63
青少年団体	24	3,028	363.10	2 44	1 26	12 375	4 108	5 153	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	24 706
高齢者	0	0	0.00	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
一般	65	8,538	1,496.81	7 166	5 108	35 901	12 316	4 130	0 0	2 53	0 0	0 0	0 0	0 0	65 1,674
その他	6	125	0.00	2 0	4 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	6 0
合計	247	29,289	6,074.92	76 2,352	34 1,002	87 2,419	27 749	20 558	1 15	2 53	0 0	0 0	0 0	0 0	247 7,148

※5/29 利用者 バス2台 各2件(中学校×2)

※7/25 利用者2件(公民館青少年×2)

※6/6 利用者2件(市長部局・教育部局) ※6/25 利用者2件(小学校×2)

2016/9/21 11:46

平成27年度生涯学習バス団体・行先別運行状況一覧

H27.4月 ~ H28.3月 累計

利用団体名	利用者 別	走 行 キロ数	給油量 リットル	市内		近隣市		県内		東京		神奈川		埼玉		茨城		栃木		群馬		静岡		宮城		合計	
				回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数		
小学校	136	13,544	4,499.90	61	2,653	33	1,496	26	889	6	207	10	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	5,547	
中学校	55	4,819	2,146.31	24	895	15	652	15	533	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	2,101	
教育局	46	6,468	1,936.11	23	822	3	115	12	306	6	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80	46	1,508	
市長部局	23	2,518	91.00	13	314	0	0	6	222	1	44	2	54	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	649	
公民館青少年	28	3,450	972.99	9	534	1	30	12	383	3	111	3	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1,146	
公民館成人	13	2,271	431.01	0	0	0	0	7	212	3	95	3	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	376	
公民館高齢者	12	1,695	260.00	2	38	0	0	4	133	2	73	4	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	352	
青少年団体	57	6,722	2,450.06	6	186	3	113	31	1,091	8	265	7	224	0	0	2	76	0	0	0	0	0	0	0	57	1,955	
高齢者	2	384	0.00	0	0	0	0	2	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	63		
一 般	101	13,221	2,397.81	13	349	6	143	55	1,490	19	545	6	188	0	0	2	53	0	0	0	0	0	0	0	101	2,768	
その他	16	352	0.00	5	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0		
合 計	489	55,444	15,185.19	156	5,791	72	2,549	170	5,302	48	1,525	36	1,074	1	15	4	129	0	0	0	0	0	0	2	80	489	16,465

利用日数 483

2016/9/21 11:46

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数		27	42	48	45	30	41	44	42	40	36	36	36	467

【運行日数】

(点検・修理日除く)

※ 5/29 利用者 バス2台 各2件 (中学校×2)

※ 6/6 利用者2件 (市長部局・教育局)

※ 6/25 利用者2件 (小学校×2)

※ 7/25 利用者2件 (公民館青少年×2)

※ 7/26 利用者2件 (公民館青少年×2)

※ ふれあい号 : 9/10 雨天の為、運行中止

※ かがやき号 : 9/17 雨天の為、運行中止

平成26年度生涯学習バス車両別運行状況一覧

H26.4月～H27.3月 累計

ふれあい号

年間	利用者別	走行 キロ数	給油	市内	近隣市	県内	東京	神奈川	埼玉	茨城	栃木	群馬	静岡	宮城	合計
			回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数
小学校	64	5,741	2,259.03	24	1,196	5	262	8	456	20	923	13	568	4	201
中学校	18	1,147	739.00	5	262	8	456	20	923	13	568	4	201	0	0
教育部局	27	4,939	866.87	8	425	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市長部局	16	1,994	507.50	5	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館青少年	12	1,333	513.00	2	194	1	53	4	145	3	127	2	68	0	0
市民館成人	5	1,036	544.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館高齢者	6	1,006	291.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青少年団体	36	3,748	885.80	4	168	5	238	17	703	6	228	4	114	0	0
高齢者	1	200	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	27	3,604	656.00	2	68	3	91	12	422	9	292	1	42	0	0
その他	8	232	532.00	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	220	24,980	7,794.50	54	2,482	41	1,761	68	2,674	36	1,425	18	615	0	0

※ 5/30 利用者 2件 (中学校×2)

※ 9/18 バス故障の為、社会福祉協議会のバスにて対応

さわやか号

年間	利用者別	走行 キロ数	給油	市内	近隣市	県内	東京	神奈川	埼玉	茨城	栃木	群馬	静岡	宮城	合計
			回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数
小学校	65	7,178	1,634.34	15	433	21	600	6	189	0	0	0	0	0	0
中学校	24	1,924	414.55	12	296	6	185	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部局	22	2,054	389.10	12	288	4	90	2	46	4	95	0	0	0	0
市長部局	10	975	117.01	7	144	0	0	2	50	1	36	0	0	0	0
市民館青少年	4	352	0.00	2	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館成人	12	1,732	144.00	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館高齢者	5	926	129.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青少年団体	24	2,681	657.00	3	75	3	83	11	312	1	20	5	128	0	0
高齢者	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	51	5,506	1,072.51	12	268	0	0	33	835	4	103	2	52	0	0
その他	3	162	0.00	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	220	23,490	4,557.51	67	1,639	31	972	85	2,250	21	571	15	380	0	0

※ 5/30 利用者 2件 (中学校×2)

かがやき号

年間	利用者別	走行 キロ数	給油	市内	近隣市	県内	東京	神奈川	埼玉	茨城	栃木	群馬	静岡	宮城	合計
			回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数
小学校	76	8,050	2,079.44	25	768	15	411	9	235	6	175	1	15	0	0
中学校	21	1,928	350.00	10	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部局	25	2,732	535.00	10	281	5	109	3	97	1	31	0	0	0	0
市長部局	12	1,083	73.00	8	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館青少年	7	902	133.00	3	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館成人	8	1,106	446.00	2	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民館高齢者	2	262	0.00	0	0	1	11	29	0	0	0	0	0	0	0
青少年団体	21	2,328	1,029.00	4	114	0	0	13	339	2	76	2	56	0	0
高齢者	2	321	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	51	7,022	592.00	5	126	1	34	26	679	8	219	10	292	1	21
その他	3	114	0.00	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	228	25,848	5,237.44	68	2,093	41	1,181	72	1,853	25	686	20	569	2	43

平成26年度生涯学習バス団体・行先別運行状況一覧

H26.4月～H27.3月 累計

利用団体名	利用者 別	走行 キロ数	給油量 ℓ	市内		近隣市		県内		東京		埼玉		茨城		栃木		群馬		静岡		宮城		合計	
				回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	205	20,969	5,972.81	64	2,397	58	2,093	49	1,579	19	625	15	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205	7,124
中学校	63	4,999	1,503.55	27	869	24	1,042	11	400	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	2,326
教育部局	74	9,725	1,790.97	30	994	10	239	15	481	13	446	3	86	0	0	0	0	0	0	1	42	2	90	74	2,378
市長部局	38	4,052	697.51	20	580	0	0	10	302	7	286	1	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1,220
公民館青少年	23	2,587	646.00	7	441	2	83	6	185	4	138	3	93	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	23	962
公民館成人	25	3,874	1,134.00	3	114	0	0	14	320	6	145	2	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	650
公民館高齢者	13	2,194	420.30	0	0	1	11	5	134	3	104	4	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	382
青少年団体	81	8,757	2,571.80	11	357	8	321	41	1,354	9	324	11	298	0	0	1	40	0	0	0	0	0	0	81	2,694
高齢者	3	521	0.00	0	0	0	0	3	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	86
一般	129	16,132	2,320.51	19	462	4	125	71	1,936	21	614	13	386	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	129	3,544
その他	14	508	532.00	8	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0
合 計	668	74,318	17,589.45	189	6,214	113	3,914	225	6,777	82	2,682	53	1,564	2	43	1	40	0	0	1	42	2	90	668	21,366

2016/9/21 11:47

※ 5/30 利用者 バス2台 各2件 (中学校×2)

【運行日数】

※ 9/18 バス1台故障の為、社会福祉協議会のバスにて対応

※ 3/18 バス1台バンクの為、復路は他の生涯学習バスにて対応 (点検・修理日除く)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	28	67	65	60	44	60	65	68	52	54	44	45	652

○君津市生涯学習バス運営規則

平成10年3月31日

教育委員会規則第7号

改正 平成13年5月25日教委規則第12号

平成17年4月1日教委規則第2号

平成27年2月20日教委規則第1号

平成28年3月25日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市生涯学習バス（以下「バス」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 バスの名称は、次に掲げるものとする。

- (1) 君津ふれあい号
- (2) 君津かがやき号

(使用基準)

第3条 バスは、次の各号のいずれかの事業を行う市内の団体等がその目的を達成するために使用することができる。

- (1) 社会教育等生涯学習に関する事業
- (2) 社会教育等生涯学習関係団体の活動及びその育成と推進のための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事業

(使用の範囲)

第4条 バスの運行は1日とし、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業及び教育委員会が特に必要と認める事業で宿泊研修をする場合にあっては、1泊2日の使用をすることができる。

2 バスの運行の範囲は、原則として関東各都県とする。

(使用の申込み)

第5条 バスを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、生涯学習バス使用（変更）申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 バスの使用の申込みは、使用しようとする日の3月前の属する月の初日から使用しよ

うとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、使用の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、使用の可否を決定したときは、速やかに当該申込者に生涯学習バス使用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）によりその旨を通知しなければならない。

(変更申込み等)

第7条 バスの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、申込書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、変更の内容が軽微である場合は、申込書の提出に代えて口頭によりおこなうことができる。

2 使用者はバスの使用を中止するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が第3条の使用基準に該当しないことが判明したとき。

(2) 使用者が教育委員会の指示に従わないとき。

(3) バスの管理運営上、特に支障があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を取り消す場合は、生涯学習バス使用承認取消通知書（別記第3号様式）により使用者に通知するものとする。

(運休日)

第9条 バスの運休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別の事情により教育委員会が必要と認めるときは、臨時に運休し、又は運行することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(使用人員)

第10条 バスの使用人員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 君津ふれあい号 概ね30人以上55人以内

(2) 君津かがやき号 概ね20人以上40人以内

(使用者の負担)

第11条 バスの使用は、無料とする。ただし、有料道路通行料金、駐車料金等については、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、バスの使用に際して、故意又は過失により車両本体又は設備品をき損し、汚損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月25日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の君津市生涯学習バス運営規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

君津市生涯学習バス運行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、君津市生涯学習バス運営規則（平成10年君津市教育委員会規則第7号。以下「運営規則」という。）第13条の規定に基づき、君津市生涯学習バス（以下「バス」という。）の運行につき必要な事項を定めるものとする。

(団体等)

第2条 運営規則第3条に規定する「団体等」には、営利・政治・宗教活動を目的とする団体は含まないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(運行時刻および距離)

第3条 運営規則第4条に規定する使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 「午前8時30分から」とは、使用者の集合場所を発車する時刻とし、「午後5時15分まで」とは、市役所バス車庫入庫時刻とする。
- (2) バスの1日の運行距離は、安全運行の必要上おおむね往復300キロメートル以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業用自動車との併用の禁止)

第4条 バスは、観光バス等の事業用自動車と併用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認に関する特例)

第5条 運営規則第6条第1項の規定により使用の承認をした運行経路であっても、運転乗務員が危険と認めるときは運行しないものとする。

(引率責任者)

第6条 引率責任者は、安全運行の必要上に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 乗車人員を確認すること。
- (2) 乗降の際、安全を確認すること。
- (3) 利用者に利用マナーを周知すること。
- (4) 安全運行のために協力すること。

(申込期間)

第7条 運営規則第5条第2項に規定する「使用しようとする日の3月前の属する月の初日」（以下「申込期間の初日」という。）が君津市の休日を定める条例（平成元年君津市条例第21号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日を申込期間の初日とする。

2 運営規則第5条第2項に規定する「使用しようとする日の10日前」（以下「申込期間

の最終日」) が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日を申込期間の最終日とする。

(抽選)

第8条 申込期間の初日の午前8時30分の時点で申込者が複数いる場合の受付順序、申込みについては、教育委員会が別に定める方法で行うものとする。

(申し込みの特例)

第9条 運営規則第5条第2項に規定する「特別な事情があると認められる場合」とは、市の機関が主催又は他の団体等と共催する事業（以下これらの事業を「市主催事業等」という。）その他教育委員会が特に必要と認める事業で使用する場合のことをいう。ただし、君津市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「君津市立学校等」という。）が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する正規の教育課程外の活動に使用する場合は、申込期間外に申込みをすることはできないものとする。

2 前項の規定により、申込期間外に使用の申込みを行った市主催事業等に係る使用に当たっては、当該担当部署の職員が引率責任者として同乗するものとする。

(夏季期間中の使用)

第10条 青少年教育の振興を図るため、7月1日から8月31日までの間の教育委員会が定める期間におけるバスの使用は、一団体一行事とし、子ども会等青少年関係団体の使用を優先するものとする。

2 前項の使用に係る申込みは、教育委員会が別に定める方法で行うものとする。

(留意事項)

第11条 バスの利用者は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 安全運行を妨げる行為をしないこと。

(2) 車内美化に努めること。

(3) 車内において喫煙し、又は飲食しないこと。ただし、駐停車時の水分補給については、この限りでない。

(補則)

第12条 この運行基準に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この運行基準は、平成22年4月1日から施行する。

